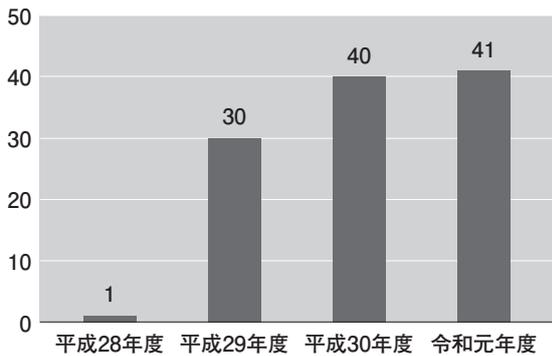


港湾協力団体

港湾協力団体とは

「港湾協力団体制度」は、平成28年7月の港湾法改正で創設された制度であり、官民連携による港湾の管理等を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を港湾協力団体に指定する制度です。港湾協力団体への指定により、港湾で活動する民間団体等が申請する水域占用許可等の手続きの簡素化や、民間団体等の港湾への常駐によるきめ細かな維持管理等が期待できます。このように、港湾管理者と民間団体等の双方にメリットが生じるとともに、両者に緊密な関係が構築され、相互の協力体制が構築されることが見込まれ、港湾における活動の円滑化、活性化が期待されます。

令和元年12月末現在で、全国41団体が登録されており、さまざまな活動に取り組まれています。



港湾協力団体登録数 出典：港湾局産業港湾課調べ

港湾協力団体の活動事例

①NPO法人 ゆめみなと鹿児島

鹿児島港で活動する同団体は、クルーズ船が寄港する際のおもてなし活動の一環としてターミナルでの地元産品物販を主催しており、物販出店者を公募することで、質・量ともに充実した物産品を取り揃えることができ、クルーズ客等に好評を得ています。

また、鹿児島海外観光客受入協議会の一員として、クルーズ船入出港時のお出迎え、お見送りや観光案内等、精力的な活動を行っています。



クルーズ船乗客向け物産品販売



クルーズ船お見送り活動

②みなとオアシス広島運営協議会

広島港で活動する同団体は、地元大学生、高校生でみなとの賑わいを考える「学生によるみなと活用ワークショップ」を定期的に開催し、地元ボランティアが「マリンアシスタント広島」として「おもてなし」コンセプトに広島港案内や乗船ガイドするなど、みなとがより市民に身近な存在となるよう、様々な活動を行っています。



学生によるみなと活用ワークショップ



マリンアシスタント広島による広島港案内

今後の港湾協力団体の活用

訪日外国人対応を目的とした公共交通利用環境の革新等事業においては、地方公共団体と並んで港湾協力団体も補助金の交付対象となっているため、旅客ターミナルの多言語案内板や無料Wi-Fi等の設置に対して補助金を受けることができます。また、現在港湾協力団体として、みなとオアシス関係団体が多数登録されており、みなとオアシス制度との相乗効果で様々なみなとを核とした賑わいが創出されています。

これらの制度を活用して、港湾協力団体が中心となって訪日外国人対応や地域振興に取り組むことでみなとに活力を与えると同時に、老朽化が進む港湾施設の異常の早期発見による適切な維持管理の実施など、安全で魅力あふれる地域社会の形成に向けて、益々の登録促進が期待されます。